

議案第 58 号

調停の合意について

松阪市は、平成 29 年（特ノ）第 1 号、第 2 号に係る特定調停事件について、津簡易裁判所から調停案の提示があったので、これを受諾し、合意するものとする。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

記

1 当事者

申立人	松阪市日野町 788 番地 株式会社 松阪街づくり公社 代表取締役 宮 村 元 之
相手方	津市広明町 13 番地 三重県 三重県知事 鈴 木 英 敬 ほか 1 名
利害関係人	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市 松阪市長 竹 上 真 人 ほか 2 名

2 事件名

津簡易裁判所 平成 29 年（特ノ）第 1 号、第 2 号に係る特定調停事件

3 調停の要旨

- (1) 申立人は、相手方三重県との間において、平成 4 年 7 月 13 日及び平成 5 年 9 月 22 日に作成した公正証書に基づく中小企業高度化資金の借入金の残額金 5 億 6,264 万円の債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認める。
- (2) 申立人は、相手方連帯保証人との間において、平成 21 年 9 月 10 日、平成 24 年 5 月 15 日、同年 6 月 29 日及び同年 8 月 7 日に締結した契約に基づく借入金の残額金 2 億 1,519 万 9,000 円の債務を負担していることを認める。
- (3) 相手方連帯保証人は、相手方三重県との間において、本件債務の全額を連帯保証債務として負担していることを認める。

- (4) 申立人は、相手方三重県に対し、本件債務のうち金1億8,000万円を平成30年9月30日までに支払う。
- (5) 相手方連帯保証人は、相手方三重県に対し、(3)の連帯保証債務のうち金2,064万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。
- (6) 利害関係人松阪商工会議所は、相手方三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金2,000万円を平成30年6月25日までに支払う。申立人はこれを承諾するものとする。
- (7) 利害関係人松阪市商店街連合会は、相手方三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金64万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。申立人はこれを承諾するものとする。
- (8) 申立人及び相手方連帯保証人（以下「申立人ら」という。）は、(4)又は(5)の支払を怠った場合は、連帯して相手方三重県に対し、既払分を除いた本件債務全額を直ちに支払う。
- (9) 利害関係人松阪市は、地域経済の維持という公共的見地に立って、申立人から申立人所有の「カリヨンビル」（所在：松阪市日野町788番地）に係る土地及び建物（以下「本件不動産」という。）を金1億6,000万円（消費税及び地方消費税を除く。）で平成30年9月30日までに買い受ける。
- (10) 相手方三重県は、申立人ら、利害関係人松阪商工会議所及び利害関係人松阪市商店街連合会が、(4)から(7)までの各金員を遅滞なく支払った場合は、本件債務の残額金3億4,135万4,000円の支払義務を免除する。
- (11) 相手方連帯保証人は、申立人に対する貸付金の残額金2億1,519万9,000円の支払義務を免除し、申立人に対する一切の求償権を放棄する。
- (12) 利害関係人松阪市は、本件不動産を同施設の地域における公的役割等に鑑み、その機能等を維持・確保し、適切に維持管理し運営する。
- (13) 申立人らと相手方三重県との間において、本件に関し、以上のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (14) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停合意の条件

- (1) 相手方三重県が、本調停合意に係る三重県議会の承認議決を得ること。
- (2) 利害関係人松阪商工会議所が、本調停合意に係る松阪商工会議所議員総会の承認を得ること。

5 管轄裁判所 津簡易裁判所